

○農産物検査に関する事務処理要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 28 農産第 289 号愛媛県農林水産部長通知）の一部改正

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>農産物検査に関する事務処理要領</b></p> <p>I 地域登録検査機関の登録等</p> <p>第 1 登録等の申請書の提出等</p> <p>1 登録検査機関であってその農産物検査を行う区域が一の都道府県の区域であるもの（以下「地域登録検査機関」という。）の登録、登録の更新（以下「登録等」という。）及び変更登録を受けようとする法人（以下「申請者」という。）は、規則第 13 条第 1 項各号又は同第 19 条各号に掲げる事項を記載した登録等申請書（以下「登録等申請書」という。）を愛媛県知事（以下「知事」という。）に提出する。</p> <p>なお、申請者は、申請に先立って相談を希望する場合、県に面談、郵送、電話又は電子メールにて事前相談を行うことができる。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>第 2 （略）</p> <p>第 3 登録事項の変更の届出等</p> <p>1 法第 17 条第 7 項の規定による登録事項の変更の届出（法第 17 条第 4 項第 6 号に掲げる事項に係る変更の届出を除く。）は、登録事項変更届出書により、知事に届け出る。</p> <p>なお、登録検査機関は、届出に相談を希望する場合、県に面談、郵送、電話又は電子メールにて事前相談を行うことができる。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>第 4 業務規程の届出等</p> <p>1 業務規程の届出</p> <p>地域登録検査機関は、農産物検査の業務の開始までに、業務規程を別紙 1 地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアルの内容を踏まえ作成し、知事に届け出る。</p> <p>また、変更登録及び登録事項の変更等に伴い業務規程を変更するときも同様とする。</p> <p>なお、登録検査機関は、届出に相談を希望する場合、県に面談、郵送、電話又は電子メールにて事前相談を行うことができる。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>II～IV （略）</p>	<p style="text-align: center;"><b>農産物検査に関する事務処理要領</b></p> <p>I 地域登録検査機関の登録等</p> <p>第 1 登録等の申請書の提出等</p> <p>1 登録検査機関であってその農産物検査を行う区域が一の都道府県の区域であるもの（以下「地域登録検査機関」という。）の登録、登録の更新（以下「登録等」という。）及び変更登録を受けようとする法人（以下「申請者」という。）は、規則第 13 条第 1 項各号又は同第 19 条各号に掲げる事項を記載した登録等申請書（以下「登録等申請書」という。）を愛媛県知事（以下「知事」という。）に提出する。</p> <p>なお、申請者は、申請に先立って相談を希望する場合、県に面談、郵送、電話、<u>FAX</u>又は電子メールにて事前相談を行うことができる。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>第 2 （略）</p> <p>第 3 登録事項の変更の届出等</p> <p>1 法第 17 条第 7 項の規定による登録事項の変更の届出（法第 17 条第 4 項第 6 号に掲げる事項に係る変更の届出を除く。）は、登録事項変更届出書により、知事に届け出る。</p> <p>なお、登録検査機関は、届出に相談を希望する場合、県に面談、郵送、電話、<u>FAX</u>又は電子メールにて事前相談を行うことができる。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>第 4 業務規程の届出等</p> <p>1 業務規程の届出</p> <p>地域登録検査機関は、農産物検査の業務の開始までに、業務規程を別紙 1 地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアルの内容を踏まえ作成し、知事に届け出る。</p> <p>また、変更登録及び登録事項の変更等に伴い業務規程を変更するときも同様とする。</p> <p>なお、登録検査機関は、届出に相談を希望する場合、県に面談、郵送、電話、<u>FAX</u>又は電子メールにて事前相談を行うことができる。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>II～IV （略）</p>

## 別紙1 地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル

第1～第5 (略)

様式第1-1号～様式第4号 (略)

(別紙参考)

### 検査証明事項の訂正方法

検査証明書			
何年産 ①	種類 ①	荷造り、包装及び左記の事項を証明する。 何 登録検査機関	
銘柄 ②			
正味重量規格 何 kg ③	等級又は品位 の測定結果	検査年月日 ④	

- ① 種類、年産…誤った記載事項を抹消の上、当該農産物の検査を行う登録検査機関の農産物検査員の認印を押し、適正な記載事項を記載する。
- ② 銘柄…誤った記載事項を抹消の上、農産物検査員の認印を押し、適正な記載事項を記載する。
- ③ 量目…法第5条第2項(法第34条第3項において準用する場合を含む。)の品位等検査を行う場合であって、量目の規格に適合していない農産物を検査するときは、当該農産物の正味重量を「量目」欄又は「正味重量規格」欄にそれぞれ百グラム単位で「〇〇.〇kg」と記載し、「正味重量規格」欄の「規格」の文字を抹消の上、当該抹消箇所農産物検査員の認印を押しする。
- ④ 検査証明月日、登録検査機関名(機関名付き日付印)…誤って押印をした場合は、  
(ア) 誤印をマジック等により二重線又は×書きで抹消し、余白に正しい印を鮮明に押印する。  
(イ) 誤印の上に誤印を逆さにして重ねて押印することによって印影を不鮮明にして、余白に正しい印を鮮明に押印する。

## 別紙1 地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル

第1～第5 (略)

様式第1-1号～様式第4号 (略)

(別紙参考)

### 検査証明事項の訂正方法

検査証明書			
何年産 ①	種類 ①	荷造り、包装及び左記の事項を証明する。 何 登録検査機関	
銘柄 ②			
正味重量規格 何 kg ③	等級	検査年月日 ④	

(新設)

- ① 種類、年産…誤った記載事項を抹消の上、当該農産物の検査を行う登録検査機関の農産物検査員の認印を押し、適正な記載事項を記載する。
- ② 銘柄…誤った記載事項を抹消の上、農産物検査員の認印を押し、適正な記載事項を記載する。
- ③ 量目…法第5条第2項(法第34条第3項において準用する場合を含む。)の品位等検査を行う場合であって、量目の規格に適合していない農産物を検査するときは、当該農産物の正味重量を「量目」欄又は「正味重量規格」欄にそれぞれ百グラム単位で「〇〇.〇kg」と記載し、「正味重量規格」欄の「規格」の文字を抹消の上、当該抹消箇所農産物検査員の認印を押しする。
- ④ 検査証明月日、登録検査機関名(機関名付き日付印)…誤って押印をした場合は、  
(ア) 誤印をマジック等により二重線又は×書きで抹消し、余白に正しい印を鮮明に押印する。  
(イ) 誤印の上に誤印を逆さにして重ねて押印することによって印影を不鮮明にして、余白に正しい印を鮮明に押印する。

様式第5号

検査請求者別検査台帳（国内産農産物）

農産物検査を請求した者の氏名又は名称 (法人にあっては代表者の氏名)		住 所																
		農産物検査法上の受検根拠規定																
		法第 条第 項 ( )							法第 条第 項 ( )									
農産物検査を行った年月日	農産物検査の請求を受けた年月日	検査場所	種 類	生産年度	鈴 柄	包 装	量 目	等級別数量(下段：格付理由)							合計	水分	密 積 重	農産物検査員の氏名
								計										

注)1 でん母については会計年度ごとに、それ以外の農産物については生産年度ごとに作成する。  
 2 農産物規格規程(平成19年2月28日農林水産省告示第344号)の品位の規格に設定されていない種類にあっては、容積重欄を省略することができる。

様式第5-2号

検査請求者別検査台帳（国内産農産物の品位の測定結果）

農産物検査を請求した者の氏名又は名称 (法人にあっては代表者の氏名)		住 所																	
		農産物検査法上の受検根拠規定																	
		法第 条第 項 ( )							法第 条第 項 ( )										
農産物検査を行った年月日	農産物検査の請求を受けた年月日	検査場所	種 類	生産年度	鈴 柄	包 装	量 目	品位の測定結果							合計	水分	密 積 重	農産物検査員の氏名	
								数量	容積重 (g/l)	白点 熟粒 (%)	水分 (%)	胚乳 (%)	糊粉 (%)	胚乳 (%)					蛋白質 (%)

様式第5号

検査請求者別検査台帳（国内産農産物）

農産物検査を請求した者の氏名又は名称 (法人にあっては代表者の氏名)		住 所																
		農産物検査法上の受検根拠規定																
		法第 条第 項 ( )							法第 条第 項 ( )									
農産物検査を行った年月日	農産物検査の請求を受けた年月日	検査場所	種 類	生産年度	鈴 柄	包 装	量 目	等級別数量(下段：格付理由)							合計	水分	密 積 重	農産物検査員の氏名
								計										

注)1 でん母については会計年度ごとに、それ以外の農産物については生産年度ごとに作成する。  
 (新設)

(新設)



<p>申請サービスによる検査請求を含む。以下同じ)による農産物検査に係る検査請求書(以下「検査請求書」という。)が提出されたときは、これを受理し、検査請求受付簿へ整理の上、農産物検査を行うものとする。</p> <p>2 本会は、農産物検査に当たってはあらかじめ検査計画を策定するとともに、検査請求書の受理に当たっては、その内容を十分に確認するものとし、検査請求者の代理人が生産者に係る品位等検査の請求を行う場合にあつては、検査請求者からの品位等検査の請求に係る事務等を委任する旨の署名のある文書があること又は検査請求者と代理人との間で、すでにその旨の署名をした文書がある場合にあつては、その文書をもって委任がなされていることを確認するものとする。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第13条～第17条 (略)</p> <p>(検査証明)</p> <p>第18条 検査証明は、法第13条第1項及び規則第10条の規定に従って行うものとする。</p> <p>第19条～第39条 (略)</p> <p>別記様式 (略)</p>	<p>(検査証明)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 あらかじめ等級証印を印刷した紙袋等を農産物検査で使用する場合には、その在庫状況等について適切に管理すること及び当該紙袋等に袋詰めする農産物の品位を事前に把握することを規定していること。</p>	<p>通申請サービスによる検査請求を含む。以下同じ)による農産物検査に係る検査請求書(以下「検査請求書」という。)が提出されたときは、これを受理し、検査請求受付簿へ整理の上、農産物検査を行うものとする。</p> <p>2 本会は、農産物検査に当たってはあらかじめ検査計画を策定するとともに、検査請求書の受理に当たっては、その内容を十分に確認するものとし、検査請求者の代理人が生産者に係る品位等検査の請求を行う場合にあつては、検査請求者からの品位等検査の請求に係る事務等を委任する旨の署名捺印のある文書があること又は検査請求者と代理人との間で、すでにその旨の署名捺印した文書がある場合にあつては、その文書をもって委任がなされていることを確認するものとする。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第13条～第17条 (略)</p> <p>(検査証明)</p> <p>第18条 検査証明は、法第13条第1項及び規則第10条の規定に従って行うものとする。</p> <p>第19条～第39条 (略)</p> <p>別記様式 (略)</p>	<p>(検査証明)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 あらかじめ等級証印を印刷した紙袋を農産物検査で使用する場合には、その在庫状況も含めて登録検査機関として適切な管理を行うことを規定していること。</p>
--	--	--	---

様式例第2号 (略)

別紙2 地域登録検査機関の登録等審査手続マニュアル

(略)

別紙3 農林水産大臣に対する申出取扱いマニュアル

(略)

別紙4 農産物検査の検査結果等報告マニュアル

第1～第4 (略)

様式例第2号 (略)

別紙2 地域登録検査機関の登録等審査手続マニュアル

(略)

別紙3 農林水産大臣に対する申出取扱いマニュアル

(略)

別紙4 農産物検査の検査結果等報告マニュアル

第1～第4 (略)

(参考)

農産物検査に関する基本要領  
別紙14農産物検査の検査結果等報告マニュアル

別表

農産物検査の区分	農産物の種類	事項	期間	様式	都道府県知事から地方農政局長への報告期日 曜日	地方農政局長から農産物検査の報告期日
品位等検査	米穀（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	当年産（生産された年の翌年の10月31日までに検査を行うべきことを求められたものをいう。以下同じ。）の検査を開始した日から8月31日までの間	様式第1号、様式第1号-2号及び様式第2号	9月20日	9月24日
			当年産の9月から12月までの毎月の1日から末日までの間		翌月の20日	翌月の24日
			当年産の翌年1月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日
			当年産の翌年4月1日から翌年6月30日までの間		翌年7月20日	翌年7月24日
			当年産の7月1日から翌年10月31日までの間		翌年11月20日	翌年11月24日
麦（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から8月31日までの間	様式第1号及び様式第3号	9月20日	9月24日	
		9月1日から10月31日までの間		11月20日	11月24日	
		11月1日から翌年1月31日までの間		翌年2月20日	翌年2月24日	
		翌年2月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日	
大豆（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から12月31日までの間	様式第1号及び様式第4号	翌年1月20日	翌年1月24日	
		翌年1月から翌年3月までの毎月の1日から末日までの間		翌月の20日	翌月の24日	
小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から12月31日までの間	様式第5号	翌月1月20日	翌月1月24日	
		翌年1月1日から翌年2月末までの間		翌月の20日	翌月の24日	
		翌年3月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日	
輸入に係る農産物	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から翌年の3月31日までの間	様式第6号	翌年7月20日	翌年7月24日	
成分検査	米穀及び小麦	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄並びに成分についての検査結果	4月1日から翌年の3月31日までの間	様式第7号	翌年5月20日	翌年5月24日

(参考)

農産物検査に関する基本要領  
別紙14農産物検査の検査結果等報告マニュアル

別表

農産物検査の区分	農産物の種類	事項	期間	様式	都道府県知事から地方農政局長への報告期日 曜日	地方農政局長から農産物検査の報告期日
品位等検査	米穀（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	当年産（生産された年の翌年の10月31日までに検査を行うべきことを求められたものをいう。以下同じ。）の検査を開始した日から8月31日までの間	様式第1号、様式第1号-2号及び様式第2号	9月20日	9月24日
			当年産の9月から12月までの毎月の1日から末日までの間		翌月の20日	翌月の24日
			当年産の翌年1月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日
			当年産の翌年4月1日から翌年6月30日までの間		翌年7月20日	翌年7月24日
			当年産の7月1日から翌年10月31日までの間		翌年11月20日	翌年11月24日
麦（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から8月31日までの間	様式第1号及び様式第3号	9月20日	9月24日	
		9月1日から10月31日までの間		11月20日	11月24日	
		11月1日から翌年1月31日までの間		翌年2月20日	翌年2月24日	
		翌年2月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日	
大豆（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から12月31日までの間	様式第1号及び様式第4号	翌年1月20日	翌年1月24日	
		翌年1月から翌年3月までの毎月の1日から末日までの間		翌月の20日	翌月の24日	
小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から12月31日までの間	様式第5号	翌月1月20日	翌月1月24日	
		翌年1月1日から翌年2月末までの間		翌月の20日	翌月の24日	
		翌年3月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日	
輸入に係る農産物	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から翌年の3月31日までの間	様式第6号	翌年7月20日	翌年7月24日	
成分検査	米穀及び小麦	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄並びに成分についての検査結果	4月1日から翌年の3月31日までの間	様式第7号	翌年5月20日	翌年5月24日

